

☆参考☆ 大学が行う企業等との共同研究や受託研究に参加して 発明が生じたときのフロー(教員・学生用)

1. 【教員】共同研究・受託研究を開始する前に
参画するメンバーを検討します



2. 【教員】学生に研究の趣旨を説明し、
参加するか意思確認をします



3. 【学生】同意書の内容を確認し、同意できる場合は押印し
指導教員に提出してください



4. 【学生】同意した場合は、指導教員の指示に従って
研究に従事してください



5. 発明創出！！
【教員】発明者を特定し関係者で貢献度を協議してください



6. 【教員】部局担当係を経由して、知的財産支援室に
発明の届出書と学生同意書の原本を提出してください



7. 【発明判定委員会】届出のあった発明を大学が
承継するかどうかの判断を行います



8. 【発明者】大学が発明を承継すると決定した場合、
権利譲渡証書を大学に提出してください



9. 【大学（共同発明の場合は相手企業等と共同で）】
特許出願を行います



10. 【発明者】大学から補償金が支払われます

